

「西尾の抹茶おもてなし条例（案）」に対するパブリックコメント結果

① 意見の募集期間

令和3年1月4日～令和3年2月3日

② 意見の提出状況（総数3人 7件）

・FAX 2人（6件） ・メール 1人（1件）

③ 意見と意見に対する考え方

No.	該当箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	全体	「情報発信」を追記すべきと考える。西尾の抹茶を広めるため、SNSなどを活用し、国内外に広く情報発信するよう努めてほしい。	・原案のとおりとします。 SNSなどによる「情報発信」は大変有効であると認識しています。本条例の目的を達成するための具体的取組例で記していきます。
2	前文	「ものづくりが盛んで多くの企業が立地する」という文章を入れてほしい。	・原案のとおりとします。 本条例は「西尾の抹茶」に特化したおもてなし条例としており、前文では本市における抹茶との関わりを主に記しているため、企業立地に関する追記は考えていません。
3	前文	前文中、西尾市民と抹茶とつながりに関する記述において、市内全ての小中学校で全校茶会や茶摘みが行われているような表現にも読み取れる。	・表現を修正します。 茶会を楽しむ保育園や小中学校があるなど、市内において抹茶をいただく機会が多いことや、さらに一部の小中学校では茶摘み体験が行われている表現とします。
4	前文	「2006年に市民ら14,718人が西尾の抹茶を同時に飲み干す「西尾大茶会」が開かれ、同時にティー類を飲んだ人数の世界記録としてのギネスブックに認定された」という文章を入れてほしい。	・原案のとおりとします。 前文では、本条例制定の意図を簡潔に示したいため、本市における茶文化の歴史と、市民が抹茶に関わる人が多い旨の記載にとどめます。本条例の目的を達成するための具体的取組として、「西尾の抹茶」を国内外へ広く情報発信する施策について茶関係者と検討していきます。
5	第2条	客人をおもてなしするというをもっと踏み込んで記述してはどうか。「年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず」という文章を入れてほしい。	・原案どおりとします。 「おもてなし」の用語の意義を定めるもので、客人についての詳細な記載はしませんが、もちろん年齢、性別、国籍、障がいの有無等によって変わるものではありません。 おもてなしの記載については、本条例の目的を達成するための具体的取組例で記していきます。

No.	該当箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
6	第5条	<p>西尾市内の繊維会社を訪ねると、時には抹茶を出してくださいませ。さすが西尾だなと思ってとても嬉しく思います。</p> <p>条例は、雰囲気づくりのイメージもあるかと思えます。</p> <p>市や茶関係者に加えて、市民が主体的におもてなしの行動をとることで、大きな力になると思われま。</p> <p>第5条の内容を見直してはいかがでしょうか。</p>	<p>・原案のとおりとします。</p> <p>本条例は、日々の暮らしにおいて条例の基本理念を心に留めて行動していきませんかと呼びかけるものにしておりますので、第5条の市民の役割においては、取組への協力にとどめます。</p> <p>市民が主体的におもてなしの行動をとっていただくことは大変重要であると考えますので、本条例の目的を達成するための具体的取組例において、おもてなしの心を持った対応（積極的な挨拶の励行など）について協力を呼びかけます。</p>
7	その他	<p>市民等が西尾の抹茶に親しみ、抹茶の文化などについて関心を深めるため、「抹茶の日」を設けてほしい。</p>	<p>平成4年に当時の西尾市茶業振興協議会が西尾茶創業120年を記念して、茶道の道具「風炉」（ふろ）に語呂をあわせ、2月6日を「抹茶の日」としています。</p>